

生体認証規定

1. (生体認証とは)

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引において、契約者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、当行所定のキャッシュカード規定、各種カードローン規定、ナイスサポートカード契約規定ならびにICカード特約で定めるICカード上のICチップに当行所定の機器、操作および手続きにより、当行の認めた利用者（以下「利用者」という。）の手のひら静脈パターン（以下「生体認証データ」という。）を登録し、これを当行所定の機器により当該利用者の生体認証データと照合することにより認証を行うものをいいます。なお、生体認証データは、ICチップのみに保管し当行はデータを保有しません。
- (2) 生体認証データの照合は、当行との間の銀行取引について当行が契約者本人であることの確認（以下「本人確認」という。）手段の一つとして使用するものです。
当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じてICカードの暗証番号の入力その他の本人であることを確認する手段と併せて使用するものとします。
- (3) 生体認証を使用する当行との間の銀行取引については、原則として後記第5条に定めるところによります。

2. (生体認証データの登録)

- (1) 本規定に定める生体認証（以下「生体認証機能」という。）の利用にあたっては、あらかじめICカードの申込が必要となります。
- (2) 生体認証機能は利用者がICカードを持って、当行所定の窓口にて当行所定の書面による届出を行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器によりICカード上のICチップに生体認証データを登録したときからご利用いただけます。なお、生体認証データを登録したICカードを「生体認証付ICカード」といいます。
- (3) 生体認証データの登録は、前項の所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4) 生体認証データの登録にあたっては、当行所定の本人確認（法人の場合はICカード利用者の本人確認）を行わせていただきます。本人確認ができない場合は、当行は生体認証登録をお断りします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 生体認証データの登録、削除は、当行所定の窓口にてお取扱いをします。
- (2) 生体認証データの照合は、当行所定の窓口および当行所定の生体認証対応現金自動預金支払機（以下「生体認証対応自動機」という。）にて取り扱いをします。

4. (生体認証の対象預金等)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座等の種類は、ICカードの発行口座となる普通預金口座（総合口座の普通預金口座を含む）、貯蓄預金口座、カードローン口座です。
- (2) 前項の預金口座等を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当行所定の窓口にて当行所定の書面により届け出てください。削除の場合も同様とします。なお、生体認証の対象口座として登録した口座を「生体認証対象口座」といいます。

5. (生体認証の利用範囲)

- (1) 生体認証対象口座に対して、生体認証対応自動機で暗証番号を入力する全てのカード取引（払戻し、残高照会、振込、振替、暗証番号変更等）を行う場合は、生体認証による本人確認を行います。
- (2) その他当行が必要と認めた場合は、生体認証による本人確認を行います。

6. (預金の払戻し・振込・振替等及び生体認証データの照合)

- (1) 生体認証対象口座に対して、生体認証対応自動機で暗証番号を入力する全てのカード取引（払戻し、残高照会、振込、振替、暗証番号変更等）を行う場合は、生体認証対応自動機の画面表示等の操作手順にしたがって、生体認証対応自動機にICカードを挿入してご利用ください。
- (2) 前項の取引について、生体認証対応自動機により生体認証データの同一性が認定され、かつ、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に預金の払戻し等を行います。

7. (カードの更新・紛失・使用不能時等の手続)

- (1) 生体認証付ICカードを更新、紛失または使用不能等により、新しいICカードに切り替えた場合は、すみやかに新しいICカードに生体認証データの登録を行ってください。
- (2) 前項の場合において、新しいICカードに生体認証データが登録されるまでの間は、新しいI

ICカードを利用することができません。

8. (生体認証対応自動機の障害時の取扱)

生体認証対応自動機に設置された生体認証データの照合を行う当行所定の機器等に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、生体認証対応自動機での生体認証対象口座に対する預金の払戻し等を一時的に中止する場合があります。

9. (代理人の生体認証データの登録)

- (1) 生体認証データの登録にあたっては、契約者本人のICカードには契約者本人の生体認証データのみを、代理人のICカードには代理人の生体認証データのみを登録できるものとします。
- (2) 代理人の生体認証データを登録する場合は、契約者本人が代理人と共に当行所定の窓口にて当行所定の書面による届出を行ってください。
- (3) 当行所定の手続きにより代理人の生体認証データを登録した場合、当行は代理人の生体認証付ICカードに登録された代理人の生体認証データと照合を行います。
- (4) 本人が生体認証付ICカードを利用している場合は、代理人に対して発行するカードは生体認証付ICカードに限るものとします。
- (5) 代理人の生体認証付ICカードの利用についても、この規定を適用します。

10. (生体認証機能の停止)

生体認証機能は以下の場合、利用停止となります。なお、この場合には、当行に生体認証付ICカードを返却してください。当行は生体認証付ICカードに登録してある生体認証データを削除します。

- (1) 契約者本人から生体認証データの削除の申出があった場合
契約者本人から生体認証データを削除する旨の届出を当行が受け、所定の手続きが完了したとき。
なお、生体認証付ICカードの紛失等により、新しいICカードに切り替えた場合は、生体認証データはご利用できなくなります。
- (2) 生体認証対象口座が解約された場合
契約者本人からの申出によるほか、生体認証対象口座が預金規定、カードローン規定等にもとづき解約された場合も含まれます。
- (3) 生体認証付ICカードが利用停止となった場合
キャッシュカード規定、各種カードローン規定、ナイスサポートカード契約規定により、当行が生体認証付ICカードの利用を停止した場合は、生体認証機能も停止となります。

11. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、生体認証対象口座にかかる当行所定の各種預金規定、カードローン規定、キャッシュカード規定、ナイスサポートカード契約規定、ICカード特約により取扱います。

12. (規定の変更等)

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上

※ 最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。